

(案)

広陵町告示第 号

広陵町パブリックコメント手続実施要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）に基づくパブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定め、町政への積極的な町民等の参画を促進するとともに、町政運営における公正の確保及び透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町政の全体又は各分野の施策展開に関する基本的な事項を定める計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定若しくは制定又は変更若しくは改廃（以下「策定等」という。）の過程において、計画等の素案及びその趣旨、目的、内容等を町民等に公表し、これらについて提出さ

れた具体的な意見等を考慮して実施機関が計画等の策定等について意思決定を行うとともに、意見等に対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 町長（下水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 町民等 広陵町自治基本条例第2条第1号に規定する町民及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

(1) 町の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画

(2) 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等

(3) 町の基本的な方針又は制度を定める条例

(4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（町税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る事項を定める条例を除く。）

(5) 公の施設の建設等に係る基本的な計画

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる計画等については、パブリックコメント手続の対象としない。

(1) 法令等に基づき意見聴取の手続が定められている計画等

(2) 意思決定が緊急を要すると認められる計画等

- (3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地のない計画等
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求による条例
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又はこれに準ずる機関がこの要綱に類する手続を経て策定等した答申等の内容に沿い策定等を行う計画等
- (6) 内容が軽微であると認められる計画等
(計画等の素案の公表等)

第5条 実施機関は、計画等の策定等について意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の素案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の素案の概要
- (2) 計画等の素案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該計画等の素案に対する町民等の理解を促すと考えられる資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所における閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

4 前項の規定によるほか、必要に応じて広報紙への掲載その他の方法により、町民等への周知に努めるものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から起算して30日以上意見提出期間を定め、意見の提出を受けるもの

とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、その理由を公表の上、当該期間を短縮することができる。ただし、この場合であっても、意見提出期間は **15 日を下回ることはないよう努めるものとする。**

3 意見の提出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付

(3) ファクシミリによる送信

(4) 電子メールによる送信

(5) その他実施機関が適当と認める方法

4 町民等は、意見を提出しようとするときは、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）並びに連絡先その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

（意見の取扱い）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分に検討の上、計画等の策定等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定等について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）第10条各号に規定する不開示情報に該当するものについては、公表しないものとする。

- (1) 提出された意見
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 計画等の素案を修正したときは、その修正内容及び理由
- 3 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表できるものとする。
 - 4 実施機関は、提出された意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除いて公表することができる。
 - 5 意見を提出した者の氏名その他の個人に関する情報は、公表しない。ただし、計画等の素案の公表の際に当該情報を公表することをあらかじめ明示しているときは、この限りでない。
 - 6 第5条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。この場合において、当該公表の期間は、1年とする。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に立案（計画等の素案の作成をいう。以下同じ。）される計画等について適用し、施行日前に立案される計画等については、適用しない。ただし、施行日前に立案される計画等（この要綱の告示の日において既に町民等に意見を求める手続を経たものを除く。）についても、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。